

改正案	現行
<p>関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)</p> <p>(特例輸入者についての規定の準用)</p> <p>第八条 第一条の三の規定は、法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の三中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の六第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の六第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の六第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「関税法施行令第五十九条の八第一項に規定する特定輸出貨物の取引に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の八第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項の承認をした税関長」と読み替えるものとする。</p> <p>(法令遵守規則の記載事項)</p> <p>第九条 法第六十七条の四第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項と</p>	<p>関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)</p>

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 承認を受けようとする者が法人である場合

イ 法及び他の法令（以下単に「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

(1) 特定輸出申告（法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）、特定輸出貨物（法第三十条第一項第五号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。）の管理及び法令の遵守状況の監査に関する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(2) 特定輸出申告を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(3) 特定輸出貨物の管理を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(4) 法令の遵守状況を監査する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの(1)から(4)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ニ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ホ 帳簿書類（法第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。以下同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

ヘ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

ト 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

チ その他参考となるべき事項

二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

(1) 特定輸出申告、特定輸出貨物の管理及び法令の遵守状況の監査に関する業務を総括する者の氏名

(2) 特定輸出申告を行う者の氏名

<p>第十條 (省 略)</p> <p>第十一條 (省 略)</p>	<p>第八條 同 上</p> <p>第九條 同 上</p>
------------------------------------	-------------------------------

(3) 特定輸出貨物の管理を行う者の氏名

(4) 法令の遵守状況を監査する者の氏名

ロ イの(1)から(4)までに定める業務の具体的内容及び手順

ハ 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ニ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ホ 帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項

ヘ その他参考となるべき事項